

WWL（ワールド・ワイド・ラーニング）コンソーシアム構築支援事業

審査基準

平成 31 年 1 月 23 日
文部科学省初等中等教育局長決定
令和元年 12 月 26 日改訂
令和 3 年 1 月 6 日改訂
令和 4 年 1 月 5 日改訂
令和 5 年 2 月 7 日改訂
令和 6 年 1 月 31 日改訂

WWL（ワールド・ワイド・ラーニング）コンソーシアム構築支援事業の審査において、審査項目ごとの審査基準等を以下のとおり定める。

1. 第 1 段階（書面）審査

（1）第 1 段階（書面）審査の評点

第 1 段階審査は、WWL（ワールド・ワイド・ラーニング）コンソーシアム構築支援事業審査要項（以下「審査要項」という。）の「3. 審査の観点」の各要素との適合性を踏まえつつ、「（3）審査の観点」の項目（以下「審査項目」という。）ごとに以下の 5 段階の区分により判断することとする。

評点	評価
5	非常に優れている。
4	優れている。
3	妥当である。
2	やや不十分である。
1	不十分である。

（2）各評点の所見等

- ① 審査の所見は、採択すべき構想の決定に当たって極めて重要な判断材料となるため、できるだけ「コメント」欄又は「総合所見」欄に記入すること。特に、下記「（3）審査項目と審査の観点」の各項目の評点で、「5」や「1」の評点を付した場合、どの点が非常に優れているのかまたはどの点が不十分であるのかについて、具体的に判断根拠・理由等を必ず「コメント」欄に記入すること。
- ② 採択となった際、計画の修正等の条件を付す必要がある場合は、必ずその内容を「総合所見」欄に記入すること。
なお、ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価は別に定める。

【評点の基本的考え方】

1. 審査を担当する構想の各審査項目に付す評点（5～1）については、「絶対評価」により付すこととする。
2. 各審査項目については、その重要性に鑑み、項目ごとに係数をかけて評点に重み付けをする。

3. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価も行う。

○ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有していること。

以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。

○えるぼし認定等（女性活躍推進法）

- ・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）＝10点
- ・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）＝15点
- ・認定段階3＝20点
- ・プラチナえるぼし認定＝25点
- ・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務が無い事業主（常時雇用する労働者の数が100人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）＝5点

○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）

- ・くるみん認定①（平成29年3月31日までの基準）（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定）＝10点
- ・トライくるみん認定＝15点
- ・くるみん認定②（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）（次世代法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定（ただし、①の認定を除く。））＝15点
- ・くるみん認定③（令和4年4月1日以降の基準）（令和3年改正省令による改正後の次世代法施行規則第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定）＝15点
- ・プラチナくるみん認定＝25点

○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定

- ・ユースエール認定＝20点

○上記に該当する認定等を有しない＝0点

(3) 審査の観点

I 構想目的・目標の設定

- a. 事業の趣旨を踏まえて、イノベティブなグローバル人材像を、資質・能力（コンピテンシー）、心構え・考え方・価値観等（マインドセット）、探究スキル等の観点から多面的に設定し、明確化している。

注記) 上記に挙げた3つの観点は、スーパーグローバルハイスクール（文部科学省事業：2014年度～2020年度予定）の事業成果検証において、高校生段階のグローバル人材の資質・能力を測るための指標を設定した際に用いたものであり、本事業においても活用する予定。

- b. 事業の趣旨を踏まえて、ALネットワークの目的と役割を明確化している。
- c. 設定したイノベティブなグローバル人材像及びALネットワークの目的と役割に基づいて、短期的、中期的及び長期的な目標（要件1-①、②の重点的に取り組む項目の目標を含む）を具体的に設定している。

【加算項目】

- d. 要件1-①、②の重点的に取り組む項目の目標が、これまでの実績を踏まえて意欲的な目標となっている。

II ALネットワークの形成

- a. 構想目的・年度計画の策定、事業の運営、達成状況の評価・見直しのため、管理機関の長と拠点校等における本事業の運営責任者、主要な協働機関の関係者等をメンバーとするALネットワーク運営組織を管理機関に設置している。【要件2-①（関連）】

注記) 特に連携校において、国の他事業を実施することを希望する（または既に実施している）場合、複数の取組を実施するための体制の確認や調整を行うこと。

- b. ALネットワーク運営組織により、本事業が円滑及び適切になされるよう、関係機関の間で十分な情報共有体制を整備し、新たな協働事業の開発、有効な事業実施を実現している。【要件2-③】

注記) 特定の国や地域に特化することなく、少なくとも2地域以上の、国内協働プログラム、国際協働プログラム、国内外のネットワークを活用した国際会議等のプロジェクトが考えられる。

- c. ALネットワーク運営組織が、国内外の大学、産業界、その他国際機関等との連携・交流を通じて、当該プログラムの修了生の国際的な分野を学ぶ国内外の大学への進学や国内外のトップ大学等への進学、海外留学、外国人生徒受入等の促進に寄与している。

注記) 長期的な成果として、当該プログラムの修了生の国際的なキャリアへの進路選択等が考えられる。

- d. ALネットワーク運営組織に専任者からなる事務局を設置するとともに、本事業のカリキュラムを開発する体制を整えている。【要件2-④】

- e. ALネットワーク運営組織において、国内外の大学、企業、国際機関等と協働し、国内外の高等学校等との連携によるテーマと関連した高校生国際会議等を事業終了までに行う（令和元年度から令和5年度までのWWLコンソーシアム構築支援事業カリキュラム開発拠点校は初年度から継続して実施する）ことを明確化している。【要件1

－⑨】

注記) 国際会議等での国際プロジェクトや英語課題研究論文等の発表や表彰等の取組も考えられる。

- f. 事業成果の社会普及のため、社会に開かれたフォーラムや成果報告会などを予定している。またホームページ等による公表（外国語を含む）を予定している。
- g. ALネットワーク運営組織が、構想目的の達成に資する取組を計画し、その効果的かつ円滑な運営のための情報収集・提供を行っている。

注記) 例えば、ここでの取組には、次のようなことが考えられる。

- 国が実施するアジア高校生架け橋プロジェクト+（プラス）や海外の連携校等からリーダー、架け橋となる優れた外国人生徒を受け入れ、日本人生徒と外国人生徒と一緒に英語等での授業を履修【要件1－②】
- ICT、IoT活用による国内外との連携教育の強化

【加算項目】

- h. ALネットワーク運営組織の基盤となる関係機関との協定文書等がある。

Ⅲ 研究開発・実践

- a. 海外の連携校等への短期・長期留学や海外研修等を、カリキュラムの中に体系的に位置づけて、対象となる生徒が経験するようにしている。【要件1－①】
- b. 国が実施するアジア高校生架け橋プロジェクト+（プラス）や海外の連携校等からリーダー、架け橋となる外国人生徒を受け入れ、日本人生徒と外国人生徒と一緒に英語等での授業を履修するための学校体制を整備すること。【要件1－②】
- c. グローバルな社会課題の中からテーマ（SDGs、経済、政治、教育、芸術等）を設定している。【要件1－③】
- d. 拠点校、共同実施校、連携校等が、管理機関のリーダーシップのもと、イノベーティブなグローバル人材育成に資する体系的かつ先進的なカリキュラム設計を、国内外の大学、企業、国際機関等との協働により行っている。【要件1－④】
- e. 設定したテーマと関連し、外国語や文理両方の複数の教科を融合した内容について、外国語を用いながら探究活動を行う「グローバル探究」等の教科・科目を設定している。また、その実施にあたって、外国人講師やICT等を活用している。【要件1－⑤】

注記) 例えば、次のような取組も考えられる。

- 探究の過程に必要なスキル（調査方法等）を習得する機会の設定
- 課題研究に必要な日本語や英語によるライティングスキルやプレゼンテーション技法を習得する機会の設定
- f. 体系的なカリキュラムの編成にあたって、文系・理系を問わず、各教科をバランスよく学ぶ教育課程の編成をしている（文系・理系のコース分け等を行わずに、または、コース分け等を行ったとしても、数学科、理科、地理歴史科、公民科等の教科を幅広く学べるようになされている等）。【要件1－⑧】
- g. 学習活動が、構想目的の達成に資するよう工夫されたものとなっている。
- h. 高大連携による大学教育の先取り履修を可能とする取組を事業終了までに行う（令和元年度から令和5年度までのWWLコンソーシアム構築支援事業カリキュラム開発拠点校は初年度から継続して実施する）ことを明確化している。【要件1－⑥】
- i. より高度の内容（例えば、微分方程式、線形代数、データマイニングや国際法等）を学びたい高校生が学習できる環境整備をしている。【要件1－⑦】

【加算項目】

- j. 「拠点校」や「共同実施校」だけでなく、「連携校」においても海外の連携校等への短期・長期留学や海外研修等を、カリキュラムの中に体系的に位置づけて、対象となる生徒が経験するようにしている。
- k. 「拠点校」や「共同実施校」だけでなく、「連携校」においても国が実施するアジア高校生架け橋+（プラス）や海外の連携校等からリーダー、架け橋となる外国人生徒を受け入れ、日本人生徒と外国人生徒と一緒に英語での授業等を履修するための学校体制を整備すること。
- l. これまで先進的な課題研究等の実績があり、その分析評価が行われ、それらの結果を踏まえた研究開発計画となっており、確実な成果が見込めるものとなっている。
- m. オンラインを駆使し、国内外の大学等と連携した AI やビッグデータなど文理横断的な高度な学びを実現するカリキュラム開発となっている。
- n. 大学教育（国内大学）の先取り履修の単位認定を事業終了までに行うこと。
- o. 海外大学との先取り履修を可能とする取組を事業終了までに行うことを明確化している。

IV 実施体制の整備

- a. 管理機関の下、拠点校を中心として組織的に研究開発・実践に取り組む体制を整備している。【要件 2 - ①】

注記）特に、連携校において、国の他事業を実施することを希望する（または既に実施している）場合、複数の取組を実施するための体制を整備する確認や調整を行うこと。
- b. 本事業が円滑及び適切になされるよう、管理機関の下、関係機関の間で十分な情報共有体制を整備している。【要件 2 - ③（再掲）】
- c. 構想内容の水準を維持し、必要な改善を図るために、管理機関の長、拠点校等の校長の役割を明確に規定している。
- d. 本事業の実施に際し、専門的見地から指導・助言に当たる運営指導委員会や事業の実施状況を検証するための組織（検証組織）等を管理機関の中に整備し、検証に必要な資料・情報を明確に定め、収集している。【要件 2 - ②】
- e. 管理機関が、拠点校等の卒業生の卒業後の進路とイノベーティブなグローバル人材としての成長の過程を追跡把握する仕組みを構築し、必要な情報を収集している。
- f. 外国人生徒の日本での学習や生活を支援する必要な体制を整備している。

【加算項目】

- g. 拠点校において、本事業による取組が学校全体の授業改善や関係機関の教職員や生徒の意識改革を促すものとなっている。
- h. 国が実施しているアジア高校生架け橋プロジェクト+（プラス）の留学生を受け入れている（その予定がある）。
- i. 高大連携、海外大学との連携や外国人生徒の受入を推進するため、Semester制を事業完了までに行うことを明確化している。
※Semester制とは、半年を1学期として、1科目の単位を取得すること。

V 財政等支援

- a. 管理機関が、本事業の運営にかかる経費を国からの委託経費のみではなく、自己負担額についても計上している。
- b. 管理機関が、事業の実施に必要な取組に対し、人的又は財政的な支援や教職員を育成するための研修やセミナー等を実施している。【要件2-⑤】
注記) 例えば、グローバル人材育成に関する高等学校教員向けのセミナーや海外研修制度等が考えられる。
- c. 管理機関が、国の委託が終了した後も事業を継続的に実施できる計画を作成している。【要件2-⑥】

【加算項目】

- d. 管理機関が、事業終了までに企業と連携した取組を「企業版ふるさと納税」の仕組みを活用する等、国の委託が終了した後も事業を継続的に実施できる計画がある。

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有していること。

- ① 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定・プラチナえるぼし認定）等
- ② 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）
- ③ 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定